

資料3

府市大学統合について

府府民文化部・大阪府立大学
市経済戦略局・大阪市立大学

1. 今後検討すべき課題と検討の進め方について

- (1) 「統合の基本事項」の検討項目
- (2) 当面の検討スケジュール（案）
- (3) 今後の協議・検討体制について

2. 統合の枠組みについて(課題整理)

- (1) 法人の設立形態、法人統合方式について
- (2) 設立団体による財政的支援の考え方
- (3) 法人・大学統合の進め方

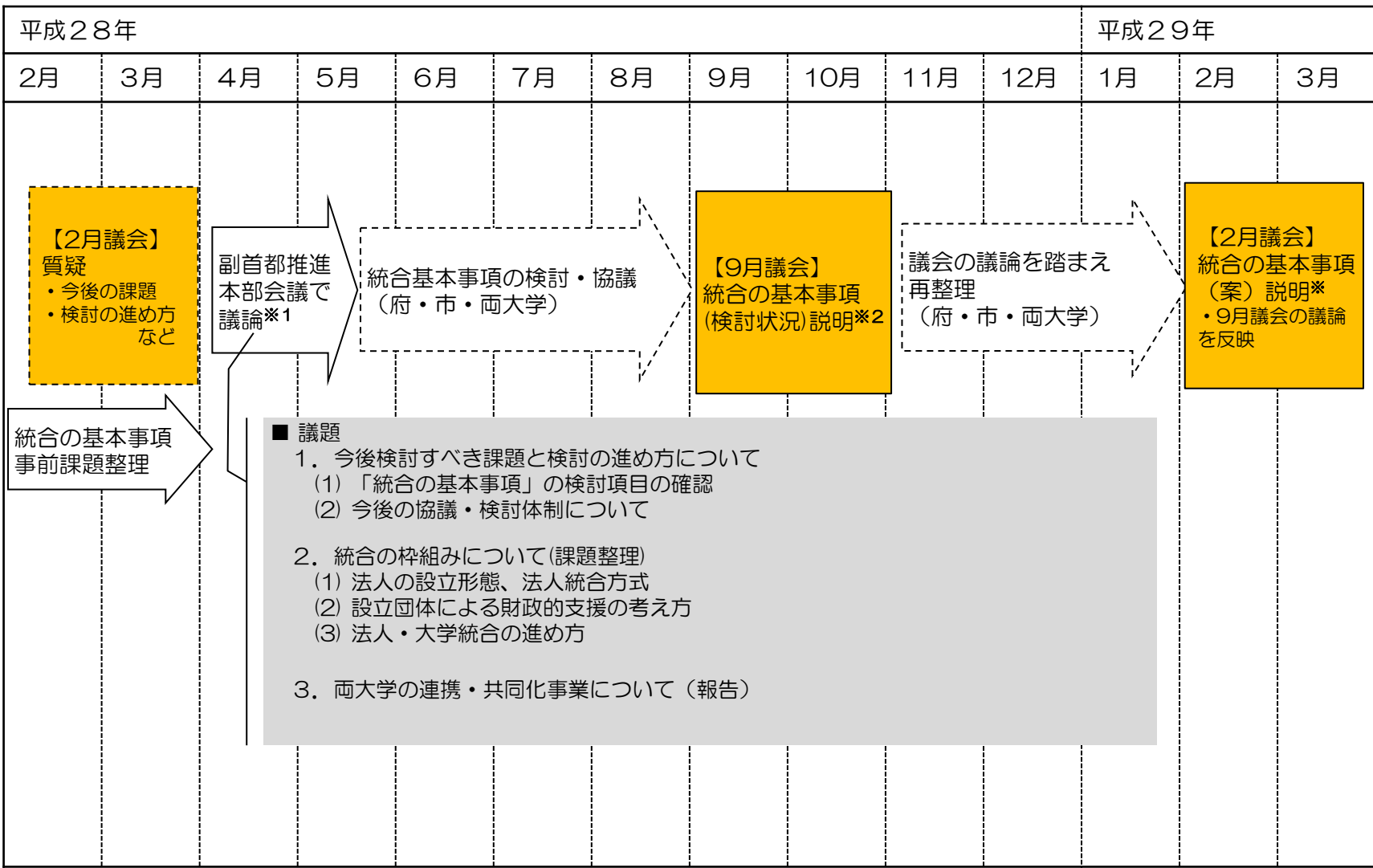
3. 両大学の連携・共同化事業について

1. 今後検討すべき課題と検討の進め方について

(1) 「統合の基本事項」の検討項目

	区分	検討項目	主な論点等	今後の検討の進め方
統合の基本事項	大学の姿	大学の名称、理念、戦略等	・ブランド力の継承・発展 など	外部有識者を含む 新たな検討体制（別紙） を立ち上げて議論 （基本構想の深化・具体化）
		教育研究組織	・学部・学域再編、重点分野 など	
		キャンパス	・教育研究組織とセットで議論 ・全学共通教育の場所 など	
	法人の姿	法人の名称		
		法人本部の場所	・杉本、阿倍野、中百舌鳥ほか	
		役員体制	・理事長と学長の分離、任命手続等 ・役員数、構成、任期等	
	統合の枠組み	法人の設立形態、法人統合方式	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の設立形態 A.府市共同、B.府単独、C.市単独 ・法人統合方式 A.新設合併、B.府大による吸収合併、 C.市大による吸収合併 ・府市の協議体制 運営協議会の設置、評価委員会の共同設置 等 	府市（部局）で課題を整理 ↓ 副首都推進本部会議で 検討状況を説明 ↓ 知事・市長で方向付け ↓ 議会等に説明 （必要あれば再整理）
		設立団体による 財政的支援の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・支援水準の考え方 ・改革効果と初期コストの扱い ・府市の負担割合の考え方 	
		法人・大学統合の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・統合プロセス A.法人統合後大学統合、B.法人・大学同時統合 	
		統合スケジュール	・統合目標年度、工程表	

(2)当面の検討スケジュール（案）

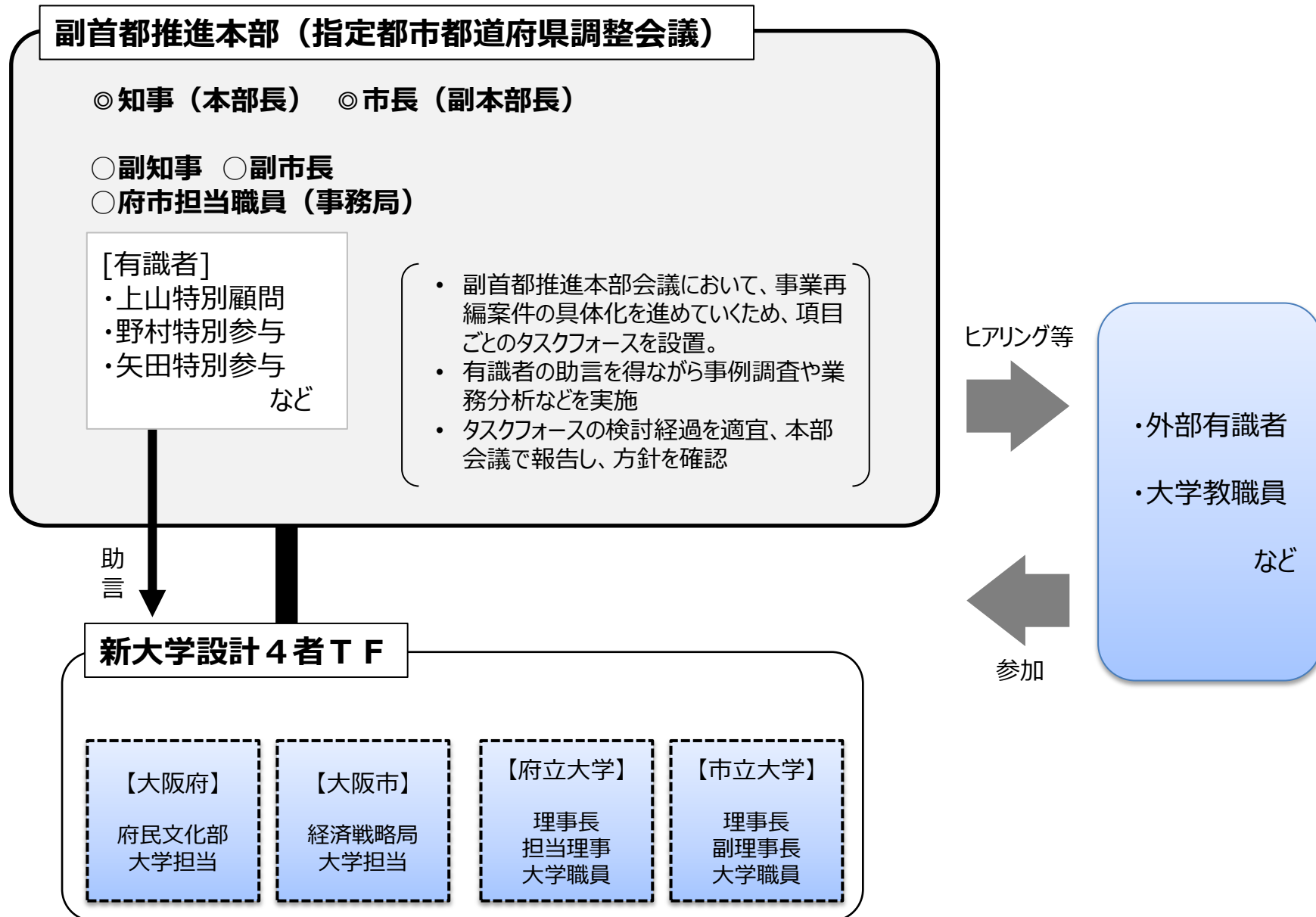


H29年度以降議案化

※1 検討の進捗状況等に応じて、副首都推進本部会議へ5月以降も適宜報告する。

※2 9月議会及び2月議会で説明する事項については、議論の進捗状況等に応じて決定する。

(3) 今後の協議・検討体制について



2. 統合の枠組みについて（課題整理）

(1) 法人の設立形態、法人統合方式について

主な論点

- 統合の効果を十分に発揮できること（両大学の特色・強み・ブランド力等を継承・発展）
- 両大学が対等の立場で統合を進められること
- 統合準備を円滑・効率的に進められること
- 統合後の法人運営に支障をきたさないこと
- 議会及び関係者の理解を得られるものであること

案		A	B	C
設立団体		大阪府・大阪市共同	大阪府単独	大阪市単独
統合方式		新設合併	吸収合併（府大法人が存続）	吸収合併（市大法人が存続）
主 な 論 点	統合イメージ			
	設立団体の法的要件 (出資割合50%以上)	・府市トータルで出資割合50%以上	・府の出資割合は50%未満 (現状では法的要件を満たさない)	・市の出資割合は50%以上
	統合後の財政的支援	・府市で負担（交付税措置対象） *負担のあり方について府市で協議が必要。 *出資財産（特に将来の整備費等）と残債務について府市で協議が必要。	・府のみで負担（交付税措置対象） *出資財産（特に将来の整備費等）と残債務について府市で協議が必要。	・市のみで負担（交付税措置対象） *出資財産（特に将来の整備費等）と残債務について府市で協議が必要。

案		A	B	C
設立団体		大阪府・大阪市共同	大阪府単独	大阪市単独
統合方式		新設合併	吸収合併（府大法人が存続）	吸収合併（市大法人が存続）
主 な 論 点	統合後の法人運営 （法人の重要方針、予算）	<ul style="list-style-type: none"> 法人の重要な方針決定や予算等について、府市協議、両議会の同意が必要。（府市両議会と府民・市民の意思を反映。） 府市の意見が異なる場合の調整の場が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 府・府議会のみで法人の重要な方針決定や予算等について、意思決定。（府議会、府民の意思を反映。） 	<ul style="list-style-type: none"> 市・市会のみで法人の重要な方針決定や予算等について、意思決定。（市議会、市民の意思を反映。）
	新大学への関与のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 府市が共同で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 府が一元的に行う。（市は出資団体としてのみの関与。） 	<ul style="list-style-type: none"> 市が一元的に行う。（府は出資団体としてのみの関与。）
	キャンパス （現行キャンパスを前提とした場合）	<ul style="list-style-type: none"> 府大・市大の主なキャンパスはそれぞれ府域・市域内に所在。 * 府市による関与のあり方について整理が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 府大・市大の主なキャンパスは府域内に所在。 	<ul style="list-style-type: none"> 府大の主なキャンパスは大阪市域外に所在。

参考資料 1. 設立団体から大学法人への出資等の状況

設立団体	府市の財産 (出資・長期貸付)		府市の債務 (債務負担行為の残高)	府市の既発債残高
大阪府 ↓ 府立大学	府出資金： 736億円 (土地・建物等) 主なキャンパス 中百舌鳥・羽曳野・りんくう		府施設整備費補助： 247億円 (建物耐震化工事等)	未償還残高： 234億円
大阪市 ↓ 市立大学	市出資金： 1,023億円 (土地・建物等) 市貸付金： 33億円 (病院事業貸付金) 主なキャンパス 杉本・阿倍野		市施設整備費補助： 85億円 (建物老朽改修工事等)	未償還残高： 346億円
府市合計	府市出資金計： 1,759億円 市貸付金： 33億円		府市施設整備費補助： 332億円	未償還残高： 580億円

(2) 設立団体による財政的支援の考え方

主な論点 《法人の設置形態とセットで議論》

- ① 財政的支援の考え方
- ② 府市の負担割合



• 公立大学法人に対する財源措置は設立団体が行う。

※ 地方独立行政法人法第42条
設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

• したがって、法人の設立形態によって、府市の財政的支援の考え方は大きく異なる。

法人の設立団体	大阪府市共同	大阪府単独	大阪市単独
法人に対する財政的支援（基本的な考え方）	府市で分担	府のみで負担	市のみで負担
① 財政的支援の考え方	府市の協議による	府で判断	市で判断
② 府市の負担割合	府市の協議による	府100%	市100%



① 財政的支援の考え方

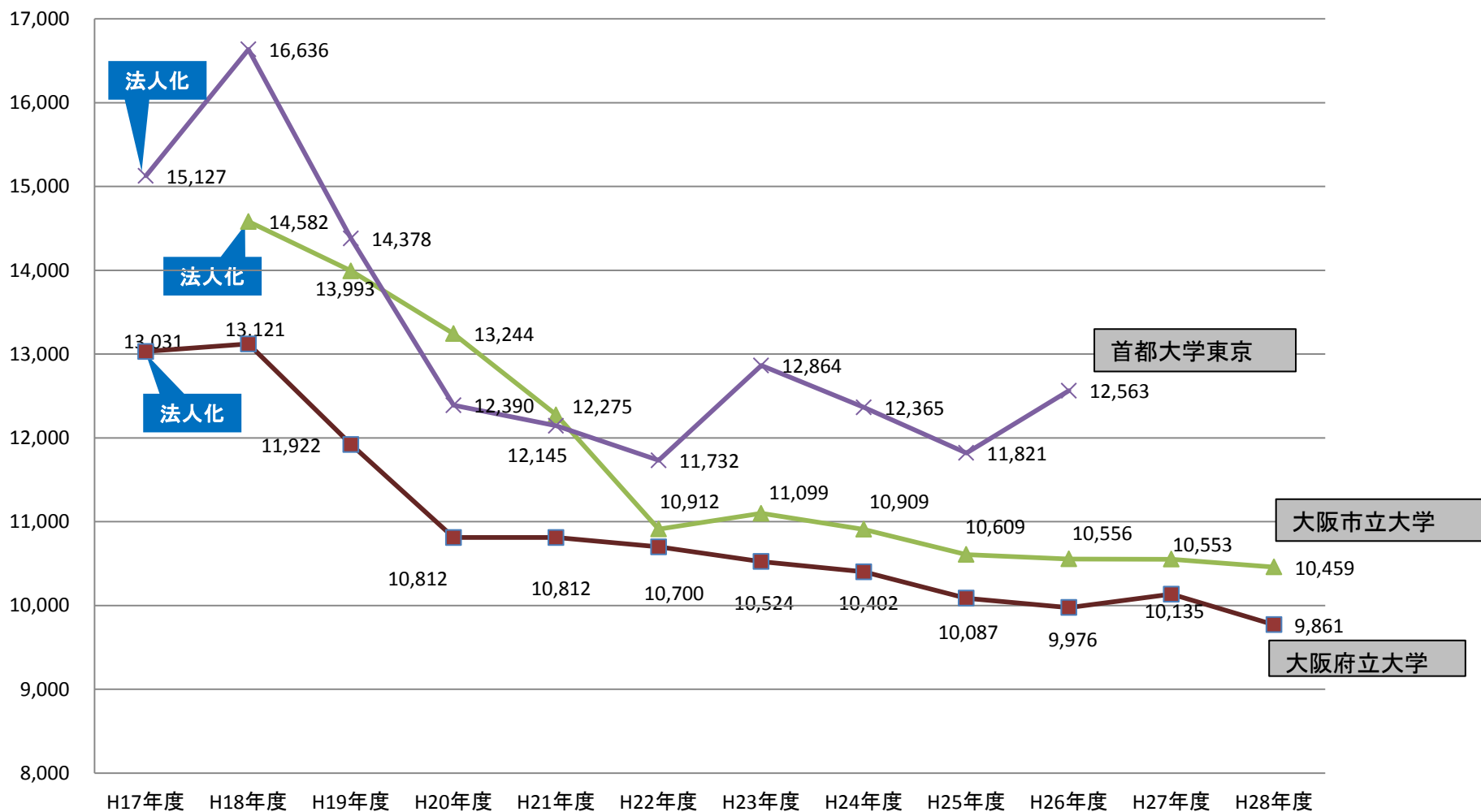
現状の課題

- 府市の厳しい財政状況をふまえ、これまで府立大学及び市立大学では、地方独立行政法人化以降、経費縮減や外部資金獲得などの経営努力により、運営費交付金の縮減に取り組んできた。
- 大学統合の検討にあたっては、安定的かつ戦略的な大学運営を行う観点に立ち、適正な財政的支援の在り方について整理が必要。

参考資料2. 設立団体から大学法人への運営費交付金の状況

(1) 運営費交付金の推移（法人化以降）

単位(百万円)

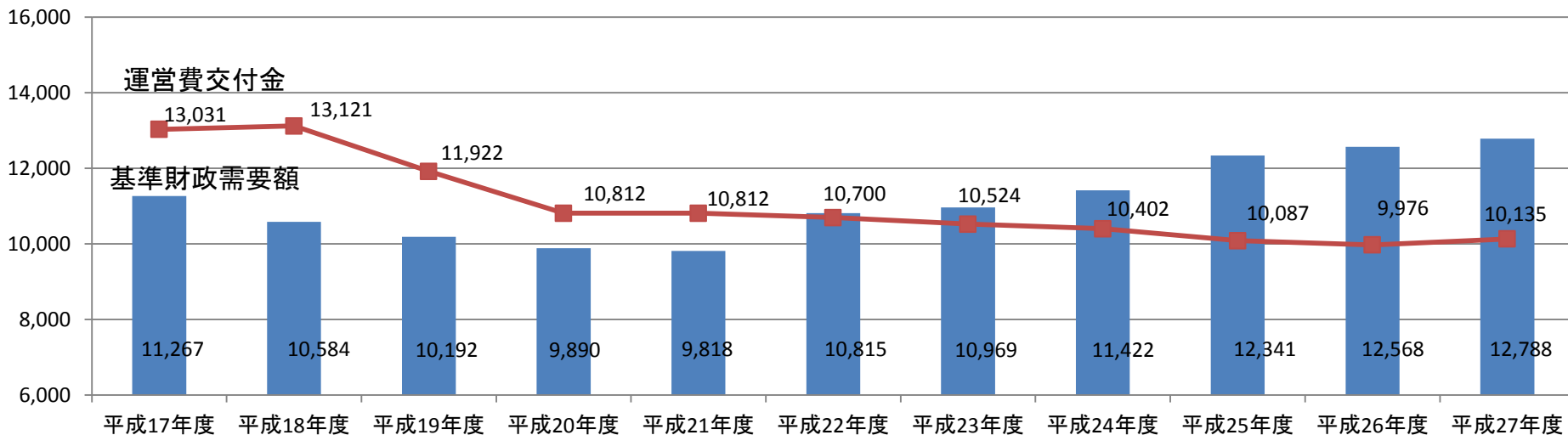


※府立大学、市立大学は各年度の当初予算額。府立大学は高等専門学校分、市立大学は医学部附属病院分を含まず。
 ※首都大学東京はH17～19年度は決算報告書、H20年度以降は損益計算書に基づき、高専、産業大学院大学を含まず。
 （産業大学院大学はH18.4開校、高専はH20.4開校）

(2) 運営費交付金と基準財政需要額の比較（大学分）

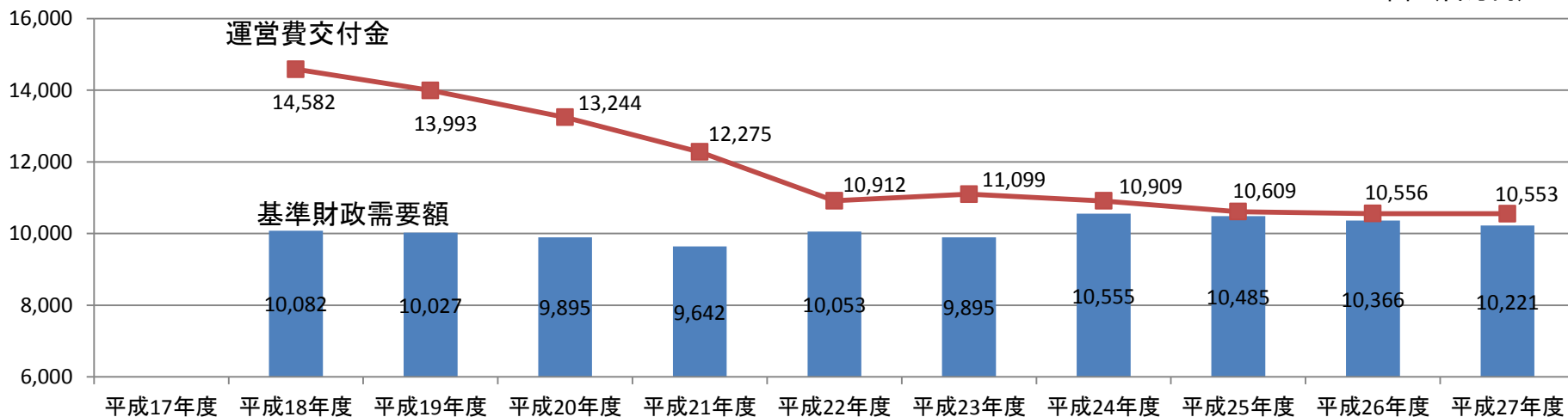
【大阪府立大学】

単位(百万円)



【大阪市立大学】

単位(百万円)



(注1) 基準財政需要額：公立大学の運営に要する経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入されており、一定の基準に基づき算出された学生1人当たりによる経費(単位費用)に公立大学の在学学生数を乗じて算定される。

(注2) 両大学とも、運営費交付金は当初予算額。府立大学は高等専門学校分、市立大学は医学部附属病院分を含まず。

(注3) 運営費交付金の他、設立団体からの財政的支援として、府立大学には施設整備費補助金が、市立大学には施設整備費補助金と大阪市からの長期借入金がある。

② 府市の負担割合の検討

統合後の府市の負担割合については、財政措置等の種類・区分ごとに考え方を整理する

- ・運営費交付金（大学・高専・附属病院）
- ・施設整備費補助金（市大附属病院貸付金・設定済みの債務負担行為の扱いを含む）
- ・直営時代に発行した地方債の償還金 など

※ 設立団体による運営費交付金等の措置状況（H27年度当初予算ベース）

（人・百万円）

（千円・人）

	大 学					高専・附属病院		合 計	学生1人当 たり交付金	学生1人当 たり交付金 +補助金	教員1人当 たり学生数
	H27 学生数	H27 教員数	運営費 交付金	施設整備費 補助金	計	運営費 交付金	附属病院 貸付金				
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E=C+D)	(F)	(G)	(H=E+F+G)	(C/A)	(E/A)	(A/B)
大阪府立大学	7,794	662	10,135	1,556	11,691	1,100	0	12,791	1,300	1,500	11.8
大阪市立大学	8,325	715	10,553	552	11,105	2,090	1,000	14,195	1,268	1,334	11.6
府大+市大	16,119	1,377	20,688	2,108	22,796	3,190	1,000	26,986	1,283	1,414	11.7

（注）学生数、教員数はH27年5月時点（院生含む）

(3) 法人・大学統合の進め方

主な論点

- ・ 統合業務を円滑・効率的に進められること
- ・ 統合の効果を十分に発揮できること

	統合の進め方	メリット	課題・問題点
A	法人統合後大学統合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両大学の設置者（法人）をまず一本化することによって、新理事長の下、大学間の意見調整を図ることができる。 ・ 議会の判断を受けながら、新大学の設立準備を一步一步着実に進められる ・ 法人部門の改革と大学部門の改革を段階的に進めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合が段階的に進むため、新大学開学のインパクトが小さくなるおそれ ・ 統合のための認可や規程の改正等が二段階になる ・ 新大学の認可申請作業の集中時期に新法人設立が重なり現場が混乱するおそれ
B	法人・大学同時統合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新法人と新大学が同時にスタートするため、統合のインパクトが大きい ・ 統合のための認可や規程の改正等が1回で済む ・ 新大学像を明確にした上で、その大学にふさわしい新法人を設立することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新大学の設立準備を、府大・市大別法人のまま継続していくことになり、両大学の意見が異なる場合、調整が難しい ・ 統合議案の提出は、新大学の具体的内容が固まってからになるため、議会への提案時期まで時間がかかる。 ・ 法人部門と大学部門を一気に改変することになり現場が混乱するおそれ

※統合スケジュールについては、上記進め方を踏まえて今後精査する。

参考資料3. 統合の進め方・法的手続の比較

設立団体	府市共同を想定 ※府市間に大学運営協議会を設置	
法人統合	新設合併を想定 ※両法人を廃止し、新法人を設立	
大学統合	A 法人統合後、大学統合	B 法人・大学同時統合
フロー図	<p>《現状》 2法人2大学</p>	<p>《現状》 2法人2大学</p>
	<p>1法人2大学</p>	
	<p>1法人1大学</p>	<p>1法人1大学</p>

次期中期目標期間中に新大学を実現する場合の手続き等の比較（想定）

次期中期目標期間

府大：平成34年度まで 市大：平成35年度まで

●議案 ◎認可申請 ※前例のない統合であるため、今後、更に精査の上、文科省との事前相談が必要

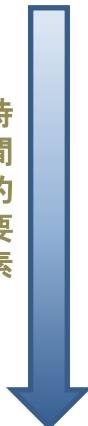
A 法人統合後、大学統合		B 法人・大学同時統合
H27	●府大・市大中期目標変更	●府大・市大中期目標変更
H28	統合の基本事項(案)の説明 <ul style="list-style-type: none"> ●法人の設立形態、統合方式 ●財政支援の考え方（負担割合等） ●統合の進め方、スケジュール ●新法人の名称、本部の場所、役員体制等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">9月議会 ●府大次期中期目標</div>	統合の基本事項(案)の説明 <ul style="list-style-type: none"> ●法人の設立形態、統合方式 ●財政支援の考え方（負担割合等） ●統合の進め方、スケジュール ●新法人の名称、本部の場所、役員体制等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">9月議会 ●府大次期中期目標</div>
H29 9月議会	<ul style="list-style-type: none"> ●法人新設合併協議(定款等) (●運営協議会共同設置) *運営協議会設置の場合 ●評価委員会共同設置協議 ●評価委員会条例改正 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">9月議会 ●市大次期中期目標</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">9月議会 ●市大次期中期目標</div>
	<ul style="list-style-type: none"> ●債権者公告 ◎法人新設合併認可申請(総務省・文科省) ◎現大学設置者変更認可申請(文科省) 	
H30 9月議会 2月議会	<ul style="list-style-type: none"> ●新法人の中期目標策定 ●新法人の重要な財産 ●新法人に対する歳出予算 	(新大学設置準備室(仮称)設置) *新大学設置に向け、両大学において共同設置
H31.4 5月議会	新法人発足《1法人2大学》 <ul style="list-style-type: none"> ●新法人の料金上限認可(報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人新設合併協議(定款等) (●運営協議会共同設置) *運営協議会設置の場合 ●評価委員会共同設置協議 ●評価委員会条例改正 ●債権者公告
H32 2月議会	<ul style="list-style-type: none"> ●新法人定款変更(大学統合) 	
H32.6 10	<ul style="list-style-type: none"> ●新大学入試科目公表 ◎新法人定款変更認可申請(総務省・文科省) ◎新大学設置認可申請(文科省) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新大学入試科目公表 ◎法人新設合併認可申請(総務省・文科省) ◎新大学設置認可申請(文科省) ◎現大学設置者変更認可申請(文科省)
H33 9月議会	●新法人の中期目標変更	●新法人の中期目標策定
H34 2月議会	<ul style="list-style-type: none"> ●新法人(新大学)に対する歳出予算 ●新法人(新大学)の料金上限認可 	●新法人(新大学)に対する歳出予算
H34.4 5月議会	新大学スタート《1法人1大学》	新法人・新大学スタート《1法人1大学》
H40頃	◎現大学廃止認可(文科省)	◎現大学廃止認可(文科省)

3. 両大学の連携・共同化事業について

難 易 度



時 間 的 要 素



	◆容易に連携可能なもの		◆課題はあるが連携可能なもの		◆統合作業としてすべきもの	
実現に時間を要しないもの	<ul style="list-style-type: none"> サテライト教室の相互利用 体育施設の相互利用 学会会館の相互利用 ホールの相互利用 国際交流施設の相互利用 ラーニングコモンズの相互利用 	<ul style="list-style-type: none"> 留学生事業の共同実施 物品等の共同購入 公開講座の共同実施 	<ul style="list-style-type: none"> 東京オフィスの共同設置 法人職員採用試験共同実施 研究機器の共同利用 地区防災教室ネットワーク事業 		<ul style="list-style-type: none"> 規程・要綱等の統一 会議体の統一 図書管理システム統合 監査体制・方法の統一 	
実現に時間を要するもの		<ul style="list-style-type: none"> 国際交流拠点の共同設置 	<ul style="list-style-type: none"> 教員の相互派遣 職員の相互交流 科目ナバリングの統一化 COC関連科目の共同実施 		<ul style="list-style-type: none"> 執行体制の統合 人事給与システム統合 法人・大学事務体制の統合 財務会計システム統合 教職員の共同採用 教務事務システム統合 福利厚生者の統一 入試の共同実施 教員業績評価の同一化 	
	◆容易に連携		◆課題はあったが連携			
既に連携しているもの	<ul style="list-style-type: none"> 図書館の相互利用 白馬セミナーの相互利用 国際交流推進事業 フランス語学研修 合同入試説明会 合同学内企業説明会 合同インタラクティブマッチング 契約関係規程の一部統一 PPC用紙共同購入 職員合同研修 	<ul style="list-style-type: none"> 女性研究者ネットワーク利用 三大学連携講座(関大含む) 産学官連携共同オフィス 高校化学グラントコンテスト 	<ul style="list-style-type: none"> 情報化の推進 会計監査人の共同選定 顧問税理士の共同化 一部役員の共同選出 経営審議機関委員共同選出 単位互換(コンソーシアム含む) 大阪湾環境再生研究 大学COC事業 博士課程教育リレーティング 7大学先端的がん教育プラン 	<ul style="list-style-type: none"> 公立3大学ドクター育成プログラム 共同研究実施、科研費獲得 		

資料編

- 資料1. 府立大学・市立大学の概要
- 資料2. 大学統合の取組経過
- 資料3. 両大学の中期目標（変更後）
- 資料4. 公立大学法人に対する設立団体の役割と権限（地独法等）
- 資料5. 府市共同による大学運営（イメージ）
- 資料6. 共同設置の事例（公立大学法人公立鳥取環境大学）

資料1. 府立大学・市立大学の概要

	大阪府立大学	大阪市立大学
概 要	<p><学域・研究科> 4学域・7研究科 現代システム科学域、工学域、生命環境科学域、地域保健学域 工学研究科、生命環境科学研究科、理学系研究科、経済学研究科、人間社会システム科学研究科、看護学研究科、総合リハビリテーション学研究科</p> <p><キャンパス> 敷地面積：528,357㎡、施設延床面積：259,504㎡ 中百舌鳥、羽曳野、りんくう、なんばサテライト</p> <p><学生数> 7,794人 (学域・学部：5,958人 大学院：1,836人)</p> <p><教員数> 662人 ※ 学生数、教員数は平成27年5月1日現在</p>	<p><学部・研究科> 8学部・10研究科 商学部、経済学部、法学部、文学部、理学部、工学部、医学部、生活科学部 経営学研究科、経済学研究科、法学研究科、文学研究科、理学研究科、工学研究科、医学研究科、看護学研究科、生活科学研究科、創造都市研究科</p> <p><キャンパス> 敷地面積：539,204㎡、施設延床面積：260,515㎡ 杉本、阿倍野、梅田サテライト</p> <p><学生数> 8,325人 (学部：6,577人 大学院：1,748人)</p> <p><教員数> 715人 ※ 学生数、教員数は平成27年5月1日現在</p>
沿 革	<p>明治16年 大阪獣医学講習所設置 昭和24年 浪速大学設置、大阪女子大学設置 昭和30年 浪速大学を大阪府立大学に名称変更 平成6年 大阪府立看護大学設置 平成17年 府立3大学を統合し公立大学法人化 平成23年 府立高専を法人に移管 平成24年 7学部制から4学域制に移行</p>	<p>明治13年 大阪商業講習所設置 明治22年 市立大阪商業学校設置 明治34年 市立大阪高等商業学校に昇格 昭和3年 大阪商科大学設置 昭和24年 大阪商科大学と二つの専門学校を大阪市立大学に統合 昭和30年 新制大阪市立医科大学を医学部として編入 平成18年 公立大学法人化</p>
理 念	高度研究型大学 ―世界に翔く地域の信頼拠点―	大学の普遍的使命―優れた人材の育成と真理の探究―の達成

		大阪府立大学	大阪市立大学
参	大学の特徵・強み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理工系に強い ○ 獣医学分野は公立大学で唯一設置 ○ 学際・応用分野に強く、研究の傾向も実践的 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文系から理工系、医学系を含む総合大学 ○ 基礎研究に強く研究者育成に重点 ○ 一橋、神戸とならぶ旧三商大
	研究を通じた社会貢献(最近の主な例)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先進的がん治療のBNCTに必要な薬剤の研究 ○ 新世代「植物工場」の産業実証イノベーション拠点の整備 ○ 次世代電動車両開発研究センターによる次世代車輛への応用研究 ○ 放射線研究センターによる国際原子力人材育成イニシアティブ事業の推進 ○ バイオ燃料の生産技術に応用されるユーグレナ(ミドリムシ)内の油脂研究 ○ 次世代蓄電池として期待される全固体ナトリウム蓄電池の研究開発 ○ 細胞分泌小胞“エクソソーム”を使ったドラッグデリバリーシステム ○ 野生鹿・猪肉の食料利用促進を目的とした、栄養学的・食料衛生学的研究 ○ 羽曳野産いちじくを使用したお菓子開発「Habikinいちじくプロジェクト」 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次世代循環型新エネルギー創成に向けた人工光合成研究センターでの研究 ○ 健康科学イノベーションセンターでの抗疲労研究を中心とした産学官連携 ○ 先端予防医療部附属クリニックMedCity21での先制医療を目的とした検診 ○ 災害知の社会実装をめざす都市防災研究「いのちを守る都市づくり」プロジェクト ○ 地域連携センターでの住之江・住吉・西成区との連携大学COC事業の推進 ○ 魚類で論理的思考能力を確認(動物行動学・動物心理学の常識を覆す発見) ○ iPS細胞を用いた人工神経の長期有効性と安全性を実証 ○ アルツハイマー病の新しい治療薬となる抗体を開発 ○ 浸水避難計画のための大阪梅田地下街の人・都市構造の把握
考	著名な卒業生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 志賀 俊之(日産自動車株式会社 取締役副会長、株式会社産業革新機構 代表取締役会長) ○ 中本 晃(株式会社島津製作所 代表取締役会長) ○ 藤原 崇起(阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長) ○ 児玉 和(グンゼ株式会社 代表取締役社長) ○ 植野 康夫(南都銀行 取締役会長) ○ 東野 圭吾(直木賞作家) ○ 柴崎 友香(芥川賞作家) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古川 弘成(阪和興業株式会社 代表取締役社長) ○ 尾山 基(株式会社アシックス 代表取締役社長CEO) ○ 坂根 正弘(株式会社小松製作所 相談役・特別顧問) ○ 佐野 嘉彦(ニプロ株式会社 代表取締役社長) ○ 高原 慶一朗(ユニ・チャーム株式会社 取締役ファウンダー) ○ 山中 伸弥(ノーベル賞受賞医学者 京都大学 iPS細胞研究所所長) ○ 開高 健(作家)

資料2. 大学統合の取組経過

平成24年 5月	外部有識者による「新大学構想会議」の設置決定（府市統合本部） ・大阪における公立大学の将来ビジョンをとりまとめるため、府市で共同設置
平成25年 1月	新大学構想会議から府市に「新大学構想〈提言〉」を提出 ・両大学の現状と課題、統合後の新大学の姿、運営体制等を提言
9月	新大学構想会議の提言を踏まえ、府市で「新大学ビジョン」を策定 ・新大学のあり方とその骨格などを示す ・新大学ビジョン（案）の公表（4月）後、パブリックコメント（5～7月）を経て策定
10月	府市及び両大学で「新大学案（平成25年10月版）」を策定 ・文部科学省への設置認可申請に向け、必要な基本事項等を示す
11月	大阪市会で大学統合関連議案（中期目標変更等）否決、府は議案提出を見送り
平成26年 4月	府市において統合スケジュールの延期等を決定 ・当初の統合スケジュール（H27法人統合・H28大学統合）は延期 ・両大学で主体的に、大阪における公立大学のあり方の検討を行う
10月	両大学が「『新・公立大学』大阪モデル（基本的な考え方）」を公表
平成27年 2月	両大学が「『新・公立大学』大阪モデル（基本構想）」を公表 ・地域から世界を展望する視点を重視した国際通用性のある教育研究を推進し、「世界に展開する高度研究型大学」を目指す *理 念 …大阪の発展を牽引する「知の拠点」 *教 育 …大阪を牽引するグローバル人材の育成 *研 究 …先端研究・異分野融合研究に重点的に取り組む *地 域 貢 献 …大阪の課題に積極的に取り組む
12月	大阪府議会で大学統合関連議案（中期目標変更）可決
平成28年 1月	大阪市会で大学統合関連議案（中期目標変更）可決

資料3. 両大学の中期目標（変更後）

	大阪府立大学	大阪市立大学
中期目標 (変更箇所)	<p>VI-4 大阪市立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進</p> <p>世界的な大学間競争を勝ち抜き、より強い大阪を実現するための知的インフラ拠点として存在感を高めるため、大阪府立大学と大阪市立大学で取りまとめた「新・公立大学」大阪モデル（基本構想）を踏まえ、世界に展開する高度な研究型の公立大学を目指し、大阪府、大阪市及び公立大学法人大阪市立大学と緊密に連携を図りながら、次期中期目標期間中における大阪市立大学との統合による新大学の実現に向け、準備を進める。</p>	<p>第6-5 大阪府立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進</p> <p>世界的な大学間競争を勝ち抜き、より強い大阪を実現するための知的インフラ拠点として存在感を高めるため、大阪府立大学と大阪市立大学で取りまとめた「新・公立大学」大阪モデル（基本構想）を踏まえ、世界に展開する高度な研究型の公立大学を目指し、大阪府、大阪市及び公立大学法人大阪市立大学と緊密に連携を図りながら、次期中期目標期間中における大阪府立大学との統合による新大学の実現に向け、準備を進める。</p> <p>※ 前文も一部修正</p>
議決状況	平成27年12月22日可決（大阪府議会）	平成28年1月15日可決（大阪市会）
議会の 附帯決議	<p>平成27年9月定例会に提出の第58号議案「公立大学法人大阪府立大学に係る中期目標の一部を変更する件」については、府立大学の学生や受験生にとって、大きな影響があるばかりでなく、これまで有為の人材を多数輩出し、教育研究に大きな役割を果たしてきた府立大学の今後を大きく左右する重要な判断に繋がるものであり、拙速に結論を求めるような進め方はあってはならない。</p> <p>このため、知事及び執行機関は、統合に向けた具体的な検討を進めるに当たって、次の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人の設置形態、統合の進め方やスケジュール、統合後の基本的事項など、慎重に検討すべき多くの課題について、結論ありきで検討を急ぐのではなく、府立大学がこれまで進めてきた活動をさらに発展させていく方向を基本として、関係者の様々な意見を柔軟に取り入れること。 2. 今後、重要な方針を定める際には、事前に府市と両大学の協議状況を府市の議会に丁寧に説明し、議会の意見を十分踏まえること。 	<p>公立大学法人大阪市立大学に係る中期目標の一部変更については、市立大学の学生、保護者や卒業生にとって、大きな影響があるばかりでなく、これまで有為の人材を多数輩出し、教育研究に大きな役割を果たしてきた市立大学の今後を大きく左右する重要な判断に繋がるものである。実現される新大学においてはプレゼンスが向上されなければ統合の意義はなく、結論のみを求めるような進め方はあってはならない。</p> <p>このため、具体的な検討を進めるにあたって、次の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人の設立形態、大学の設置形態、統合の進め方やスケジュール、統合後の基本的事項など、慎重に検討すべき多くの課題について、結論ありきで検討を急ぐのではなく、市立大学がこれまで進めてきた活動をさらに発展させていく方向を基本として、一から幅広く議論し、関係者の様々な意見を柔軟に取り入れること。 2. 今後、重要な方針を定める際には、事前に府市と両大学の協議状況を議会に丁寧に説明し、議会の意見を十分踏まえること。 3. これまで市立大学が培ってきた高いブランド力を継承・発展させるために、グローバル人材の育成など国際力の強化や、人工光合成研究などの研究力の強化を図ること。

資料4. 公立大学法人に対する設立団体の役割と権限（地独法等）

【設立団体の役割】

- 出資(6条2項、自治法96条1項6号)
- 定款の制定・変更(7条、8条2項)☆
- 財源措置(42条)
- 解散(88条)☆
- 合併協議 (108条、112条) ※☆

【設立団体の長の権限】

- 理事長・監事の任命・解任(14条、17条、71条2項、同8項、72条1項)
- 業務方法書の作成・変更の認可(22条1項)※
- 料金の上限の認可(23条)
- 中期目標の策定・変更(25条)※
- 中期計画の作成・変更の認可、変更命令(26条)※
- 各事業年度に係る業務実績評価の議会報告(28条)※
- 中期目標に係る事業報告書の議会報告(29条)※
- 中期目標の期間の終了時の検討(31条)※
- 財務諸表等の承認(34条)※
- 会計監査人の選任、解任(36条、39条)
- 剰余金の用途の承認(40条3項、4項) ※
- 限度額を超える短期借入金・借換の認可(41条1項、2項)※
- 出資等に係る不要財産の納付等の認可(42条の2)※
- 重要財産の処分等の認可(44条)※
- 理事長・監事の営利事業等の承認(50条3項)
- 理事長・監事の兼職の承認 (55条)
- 業務に関する報告、検査(121条)
- 違法行為等の是正命令(122条)

【法人等から設立団体の長への届出事項等】

- 監事による意見の提出(13条5項)
- 副理事長・理事の任命・解任の届出(14条4項、7条4項)
- 年度計画の届出(27条1項)
- ▲ 評価委員会による業務実績評価の報告(28条4項)
- ▲ 事業報告書の提出(29条1項)
- 会計規程の届出(45条)
- 役員報酬等の支給基準の届出(48条2項)
- 職員の給与等の支給基準の届出(57条2項)
- 違法行為等の是正措置の内容の報告(112条2項)

【設立団体の条例で定めるもの】

- 処分の認可に係る重要な出資財産(6条4項)
- 評価委員会の設置、組織、委員、権限等(11条)
- 譲渡・担保設定の認可に係る重要な財産(44条1項)

【設立団体の規則で定めるもの】

- 業務方法書の記載事項(22条2項)
- 中期計画の認可申請、記載事項(26条1項、2項7号)
- 年度計画の記載事項(27条1項)
- 各事業年度の業務の実績に関する評価(28条1項)
- 中期目標に係る事業報告書の記載事項(29条1項)
- 中期目標の期間における業務の実績に関する評価(30条1項)
- 財務諸表として提出すべき書類(34条1項)
- 財務諸表の閲覧期間(34条4項)
- 納付金の納付等の手続(40条7項)
- 財務及び会計に関し必要な事項(46条)

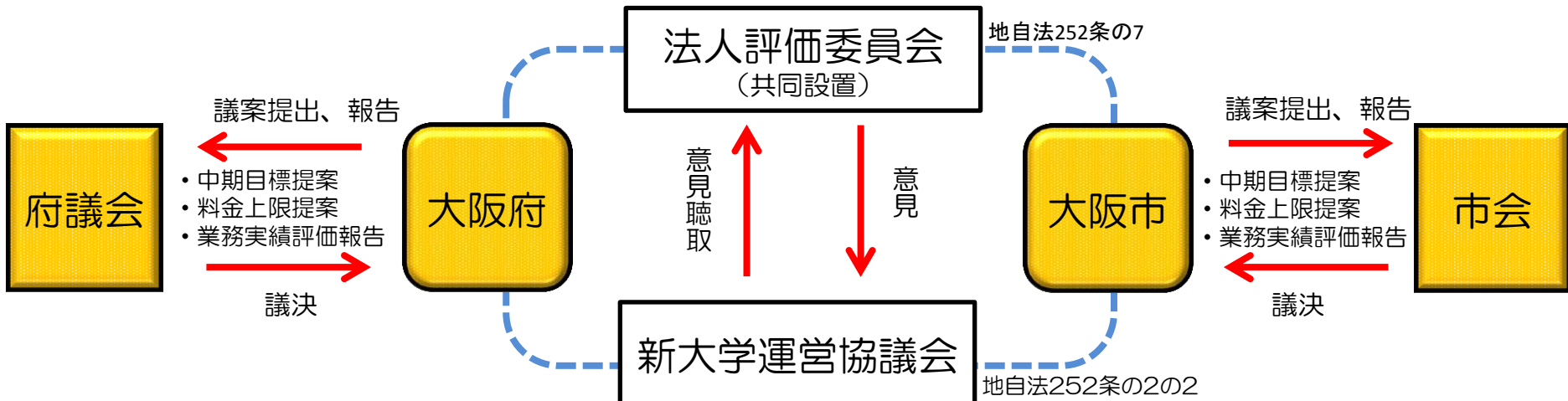
● 議会の議決を要するもの（予算議決を含む）（▲報告事項）

※ 評価委員会の評価又は意見聴取を要するもの

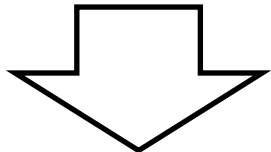
☆ 国への認可申請が必要なもの

下線 設立団体が二以上である場合に、当該設立団体の長（又は設立団体）が協議して定めるとされているもの（123条）

資料5. 府市共同による大学運営（イメージ）



- 大学運営に係る重要事項を協議・決定
 - ・定款の制定・変更
 - ・理事長・監事の任命
 - ・料金の上限の認可
 - ・中期目標の策定・指示
 - ・中期計画の認可
 - ・会計監査人の選任
 - ・運営費交付金等の予算策定、交付 等
 - 大学代表者との協議
 - 大学経営・運営に対する指示・指導・監督
- ※構成員
- ・知事、市長、関係部局長 等

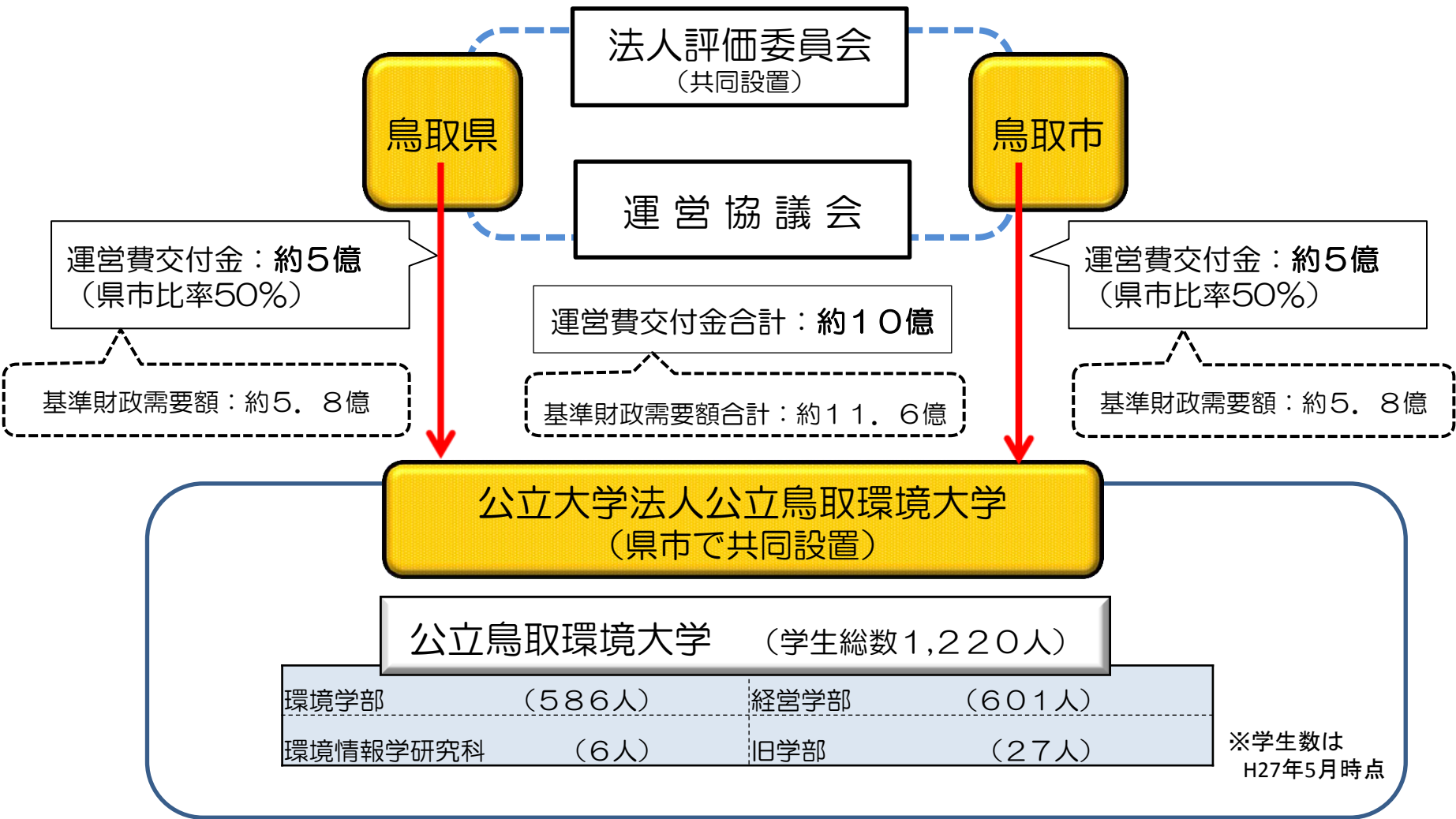


- 法人運営体制
- ・理事長（学長）、理事、監事
 - ・経営会議
 - ・教育研究会議
 - ・理事長選考会議
 - ・法人本部事務組織



- 大学運営体制
- ・学長（理事長）、副学長、学長補佐
 - ・教育組織（大学院、学士課程）
 - ・教員組織（研究院）
 - ・人事委員会
 - ・大学本部事務組織

資料6. 共同設置の事例 (公立大学法人公立鳥取環境大学)



※基準財政需要額：公立大学の運営に要する経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入されており、一定の基準に基づき算出された学生1人当たりには要する経費(単位費用)に公立大学の在学学生数を乗じて算定される。

※鳥取環境大学に係る基準財政需要額：県市で学生数を折半(文系309人、理系301人)して基準財政需要額を算定。なお、学生数が奇数の場合は、県が1人多い人数で算定。